

郵便物受取サービス業者向け

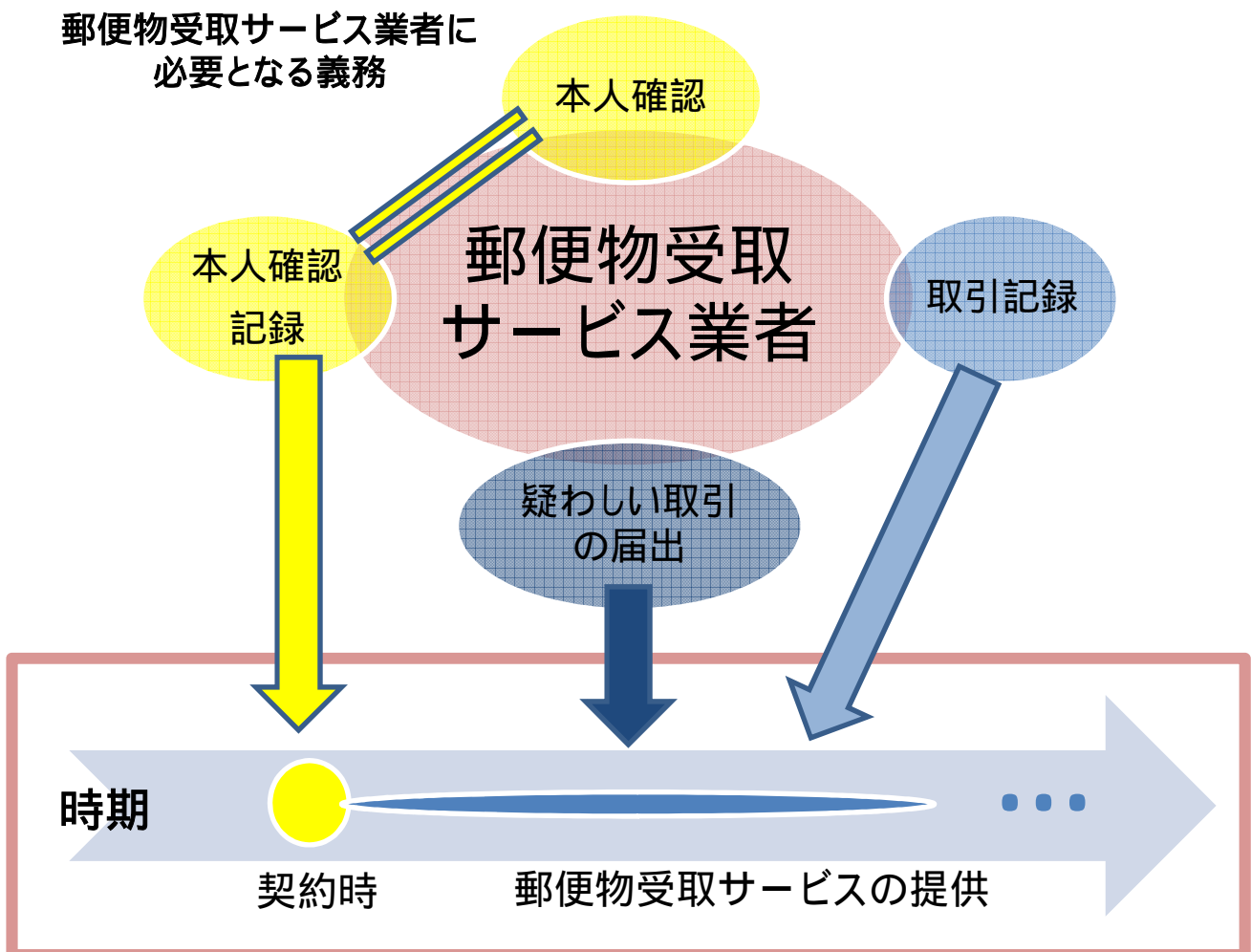
疑わしい取引の届出  
手引き

平成21年12月

経済産業省

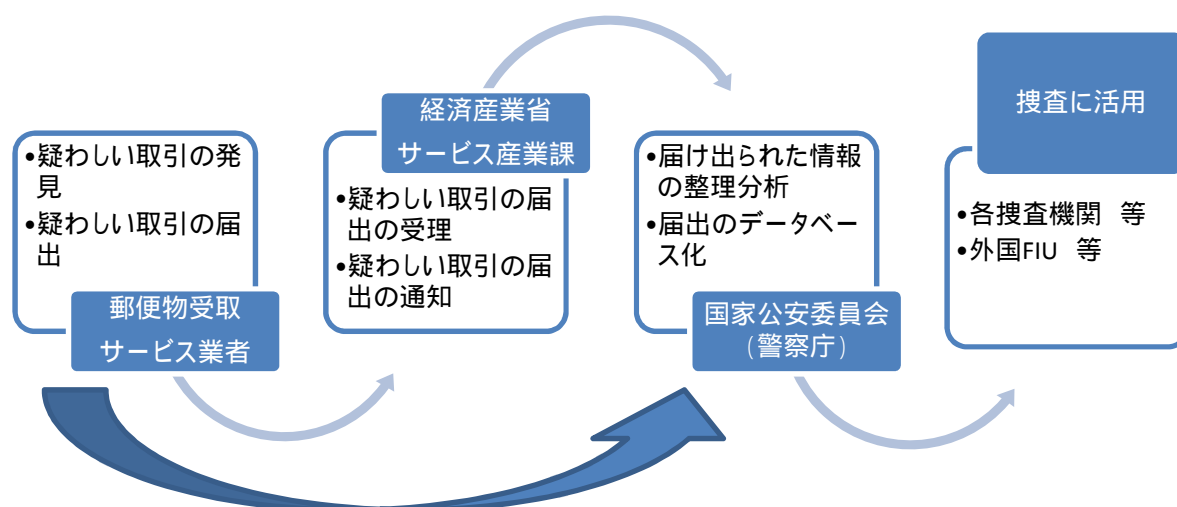
サービス産業課

郵便物受取サービス業者(私設私書箱業者)は、犯罪による収益の移転防止に関する法律により、郵便物受取サービスを提供する中で、犯罪による収益との関係が疑われる郵便物を受け取った場合等は、行政庁へ届出義務が課されています。



# 疑わしい取引制度について

- 経済活動の健全性と信頼性を確保するため、郵便物受取サービス業者は、疑わしい取引の届出が義務付けられています。
- 行政庁に提出された届出は、マネー・ローンダリング対策や犯罪捜査等に役立てるため、国家公安委員会(警察庁)へと通知されます。
- なお、疑わしい取引の届出は、顧客や第三者に漏らしてはいけません。



パソコン(e-Gov:電子政府の総合窓口)による届出も可能です。  
詳しくはJAFIC(警察庁 犯罪収益移転防止管理官)の  
ホームページをご確認ください。

→<http://www.npa.go.jp/sosikihanzai/jafic/index.htm>

# 疑わしい取引について

「疑わしい取引」とは法律上、以下の様に規定されています。

郵便物受取サービスにおいて收受した財産  
(例：郵便物受取サービスで受け取った郵便物)

その財産が犯罪による収益の疑い

郵便物受取サービス契約を結ぶ顧客

その顧客が郵便物受取サービスを利用して、  
犯罪による収益の実態偽装をしている疑い  
犯罪による収益の隠匿をしている疑い

## 解説

上記から、以下のケースが想定されます。

郵便物に「お金在中」と書いてあり、詐欺の疑いがある。

契約している受取の名義から、金融業者を装っている疑いがある。

郵便物受取サービスを提供する中で、これらの様なケースや事実があった場合、郵便物受取サービス業者は届出を行わなければなりません。

これらの参考事例として、届出のガイドラインをホームページで公表しています。次ページ以降をご参照下さい。

→[http://www.meti.go.jp/policy/servicepolicy/new\\_page\\_4.htm](http://www.meti.go.jp/policy/servicepolicy/new_page_4.htm)

# 疑わしい取引 参考事例

## (疑わしい取引の届出ガイドライン)

顧客が会社等の実態を仮装する意図でサービスを利用するおそれがあり、それがマネー・ロ・ンダリングやテロ資金等の犯罪収益の供与に用いられるであろうことが、うかがわれる取引。

顧客が自己のために活動しているか否かにつき疑いが生じたため、真の受益者の確認を求めたにもかかわらず、その説明や資料提出を拒む顧客に係る取引。

同一名義人である顧客が複数の法人名義で郵便受取サービス契約を希望する取引。

顧客に対して、頻繁に多額の金銭が送付された取引。

顧客あてにヤミ金融業者やペーパーカンパニーと思われる営業名称で現金書留や電信為替での送金があった取引。

顧客が架空名義又は借名で契約をしている疑いがある取引。

取引の秘密を不自然に強調する顧客及び届出を行わないように依頼、強要、買収等を図った顧客に係る取引。

暴力団員、暴力団関係者等に係る取引。

職員の知識、経験等から見て、契約事務の過程において不自然な態度、動向等が認められる顧客に係る取引。

犯罪収益移転防止管理官( )その他の公的機関など外部から、犯罪収益に関係している可能性があるとして照会や通報があった取引。

( )警察庁刑事局組織犯罪対策部犯罪収益移転防止管理官(JAFIC)

ガイドラインに付されている番号は、届出の際に必要となります。(届出番号)

# 疑わしい取引の届出方法

疑わしい取引の主な届出方法は2通りあります。

インターネットによる届出

郵送(文書)による届出

疑わしい取引の届出は特定事業者の義務として、郵便物受取サービスを営むにあたり複数回の届出も想定されます。

経済性・迅速性の観点からも、インターネットの方法が推奨されます。



インターネットを利用して  
届出する方法

- 7ページへ

郵送(または持参)で書類を  
経済産業省宛に届出する方法

- 【様式】に必要事項を記入の上、市販の封筒に入れて、サービス産業課宛てに郵送してください。

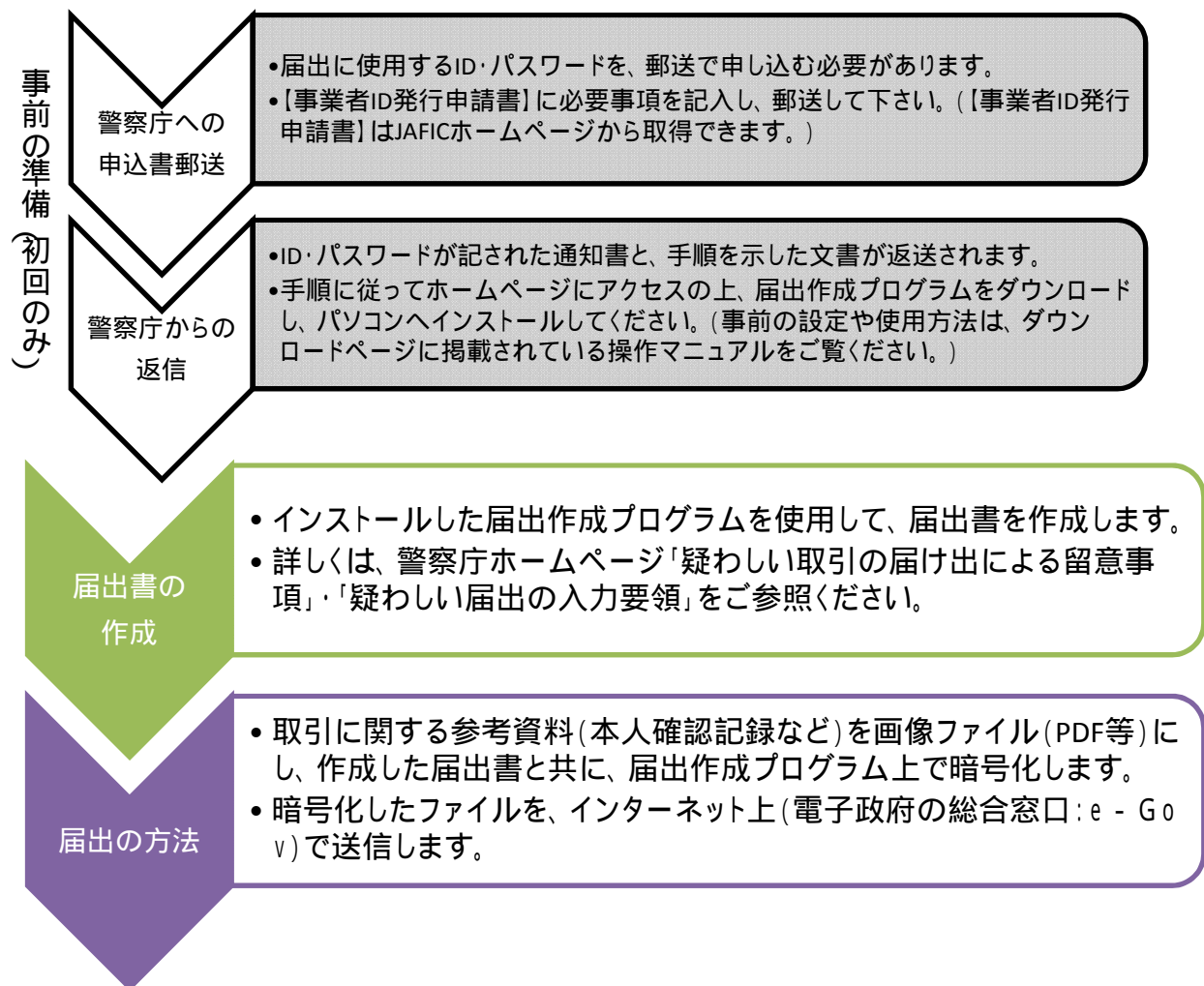
【様式】は、郵便物受取サービス業者以外の業種(金融機関等)の使用も想定されたものです。

【別記様式第1・2・3号】がありますが、郵便物受取サービス業者が届出を行う際に、最低限必要となるのは第1号です。第2・3号は、取引の内容により届出する必要のない場合があります。

また支店・営業所の有無等によって、記入できる箇所も異なってきますので、記入できない点は記入不要です。

【 】は参考として別添で添付しています。

# 疑わしい取引の届出 インターネットで届け出る場合



- この方法で初めて届出を行う場合、「事前の準備」の手続きが必要となります。
- ID・パスワードの申請は事業者毎に1つです。
- 2回目からの届出は、届出書の作成→届出となります。

# 疑わしい取引の届出 郵送で届け出る場合

郵送に使用する【様式】は、  
警察庁ホームページからダウンロード可能です。

警察庁 刑事局 組織犯罪対策部  
犯罪収益移転防止管理官  
(JAFIC)

→ <http://www.npa.go.jp/sosikihanzai/jafic/index.htm>

疑わしい取引の届出と届出先行政庁

< 届出様式(PDF) >

別記様式第1号～3号

別記様式第4号

---

届出に関する詳しい情報は、  
警察庁作成「疑わしい取引の届出方法」  
または警察庁 刑事局 組織犯罪対策部  
犯罪収益移転防止管理官 運用係にお問い合わせ下さい。  
03 - 3581 - 0141 (内線: 4926、4927)

また、手引きに関してご不明な点は、  
経済産業省 サービス産業課までお問い合わせ下さい。  
03 - 3501 - 1511 (内線: 4041)  
→[http://www.meti.go.jp/policy/servicepolicy/new\\_page\\_4.htm](http://www.meti.go.jp/policy/servicepolicy/new_page_4.htm)